

坂出市いじめ防止基本方針【改定の概要】

平成31年4月1日 改定

令和7年4月1日 改定

1 趣旨

平成26年9月1日に策定した「坂出市いじめ防止基本方針」について、平成31年4月1日に、いじめ事案に対する迅速で的確な対応を進めていくために改定を行った。

その後、「生徒指導提要」（文部科学省）の改訂（令和4年12月）、また昨今の社会情勢、ならびに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省）の改訂（令和6年8月）により、一部改定を行った。

2 主な改定内容（追加部分）

いじめの防止等に関する基本的な考え方

①いじめの早期発見

- ・近年は、いじめの態様として、SNS等によるネット上のいじめ等が、発見の難しい形態として増加している。
- ・外形的に確認できるいじめの状況に加えて、それぞれの児童性生徒の様子の変化を注意深く見て取るとともに、関係機関と連携した対策を講じることが求められる。

坂出市がいじめの防止等のために実施する対策

教育委員会の取組

①いじめの未然防止

- ・SNS等によるネット上のいじめの防止。
- ・坂出市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例（R6.10.1施行）についての幅広い周知・啓発。

学校におけるいじめの防止等のための取組

①いじめの未然防止

- ・SNS等によるネット上のいじめの防止。
- ・坂出市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例（R6.10.1施行）についての幅広い周知・啓発を行い、人権意識の向上につなげる。

②いじめの早期発見

- ・ICTを活用した「心の健康観察」等から児童生徒のわずかな変化を見取り、校内で情報共有を図ることで、必要に応じて早急な対応がとれる行内体制を構築する。

重大事態への対処

①重大事態の発生と報告

重大事態とは

- ・いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合

②重大事態の調査

- ・調査にあたっては、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（R6.8月改訂）等に
沿って適切に対応する。
- ・学校においては、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（R6.8月改訂）別添3
チェックリスト」に沿って調査を開始する。